

令和4年

8月号

# 事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市真間 5-7-4

mei\_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466 ・ FAX 047-712-0467



初夏の水田

## 令和4年8月の税務と提出期限

- ① 8月10日・・・令和4年7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- ② 8月31日・・・令和4年5月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ③ 8月中において市町村の条例で定める日・・・個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第2期分）

## 今月の気になった新聞記事

- 1) **2022年相続税・贈与税の土地等の課税評価額の基準となる路線価等を公表**・・・国税庁は、7/1に2022年1月1日時点の全国約31万7千地点の路線価を発表した。前年比の変動率の平均は+0.5%と2年ぶりに上昇した。最高路線価は、1位が東京都中央区銀座5丁目、2位が大阪・北区角田町「御堂筋」3位が横浜市西区南幸1丁目の「横浜駅西口ターミナル前どおり」で、路線価は、2年ぶり上昇しました。
- 2) **2022年10月1日以降の契約で火災保険料が値上げの予定**・・・他にも、現行最長10年迄の保険期間が最長5年に短縮。大阪府、宮崎県、山梨県、沖縄県の値上げ率が高い場所に、賃貸物件を持っているオーナーは、保険会社の担当者にご相談ください。
- 3) **退職時に使用する「退職所得の受給に関する申告書」**・・・従業員が退職時に会社に提出する書類で、提出しないと、退職金額に20.42%が、源泉徴収され「退職所得控除の非課税金額の適用がなくなります。今年は、税制改正により、1月と4月に様式が変更されました。ご注意ください。

# 消費税の基本とインボイス制度

◆2023年10月1日から消費税は、インボイス(適格請求書保存方式)に変わります。消費税の計算(申告)をする場合、仕入税額控除を受けるために適格請求書を入手・保存しなければならないという制度で、2023年3月31日が登録期限です。

2019年10月1日に消費税が8%から10%へ変化し、インボイス制度もこの時決まりましたが、実際の施行までの準備期間が4年設けられ、2023年10月に開始されます。

◆政府は、インボイス(適格請求書)が適正であることを表示するため、その発行事業者に登録番号を付与します。インボイスが発行できない免税事業者は、早めの検討が必要です。

インボイスの英訳は、外国へ貨物を送る際の送り状ともいわれるもので、「明細書・請求書・納品書」の性格を有するものです。貿易取引でよく使いますが、日本のインボイス制度とは違うものです。

◆なぜ、このような制度に変わることになったのでしょうか。

消費税率が、旧税率8%から10%に変わって、その上、食料品等の軽減税率(8%)の導入もあり、消費税は、複数税率での計算となりました。この複数税率で適正な消費税額の確保のために、区分記載請求書が請求書(インボイス)形式になったのです。



◆消費税は間接税というわかりにくい制度

ア。「直接税」は、税金を負担する人と税金を納める人が同じ税金です。

法人税・所得税・固定資産税や自動車税はこの方式です。

イ。「間接税」は、税金を負担する人と税金を納める人が異なります。たばこ税や酒税は間接税です。

税金の負担者は、消費者です。ですが、税務署に納付するのは、会社や事業者です。

例えば、コンビニで買い物をした時に支払う消費税が消費者の納税額です。

ウ。コンビニは、税務署に消費税を納付していますが、が負担していません。消費者から預かった税金は

「仕入税額控除」として積算され、「売上にかかる消費税」との差額を税務署に納付します。

消費税は、最終消費者が負担します。事業者は税務署に消費税の納付義務があります。

◆また、免税事業者の「益税問題」が解決されるとは？

課税売上が1千万円以下の小規模事業者は、消費者の申告納税は免除される「免税事業者」です。理由は、小規模事業者の事務負担に考慮して、消費税の納税は免除しますということです。さて、そんな免税事業者も消費税は、売上時には消費税を預かっていまして仕入れ時には消費税を支払っています。違反ではありません。そんな免税事業者の消費税の益税額は、いくらになるのでしょうか？簡単な計算をしてみました。

(例) 売上にかかる消費税(100円) - 仕入れに係る消費税(80円) = 20円 ←これが税務署に納付すべき金額です。この金額が、税務署に納付されないのが益税と言われます。免税されているので納税義務はありません。

実際は、法人の利益金額に法人税率等約20%は税務署に納付され、残りは約16円が益税になります。

今後、インボイス発行事業者でなければ、消費税を請求できなくなると、益税問題はなくなるのでしょうか。

課税事業者の登録の受付は始まっています。2021/10/1~2023/3/31です。混雑する前にお早めに！

## 税金を期限まで未納付の場合、追加される税金は6種類！

1. 加算税とは、申告した税額が本来より少なかったり、申告を忘れていたり、主に税務署の調査で指摘されることが多い。いわゆる調査による追徴課税は、本来払うべき税額が不足の場合、「本税」と言い、本税とは別に、「加算税」と「延滞税」や「延滞金」が申告期限迄から納付日までの日数が計算され加算される。

### 2. 加算税の種類

#### (1) 過少申告加算税

・・・期限内に申告をしたが税額に誤りがあり、あとから修正申告や更正処分があった時に課税される  
\*税率は、不足額の10%、不足額が30万円以下の場合は10%だが、30万円から50万円の場合は15%

#### (2) 不納付加算税

・・・納めるべき源泉所得税を、うっかり納付日を過ぎてしまった場合に課税される  
\*税率は自主納付は5%、税務署からの告知を受けての場合は10%

#### (3) 無申告加算税

・・・申告期限までに申告がされていない場合に課税する  
\*\*税率は、原則15%、50万円超の部分には20%となる。何年も申告していない場合には高額になる

#### (4) 重加算税

・・・調査の際に調査官から言われる「仮装・隠蔽」という悪質な税逃れが認定された時に課される  
\*税率は、(1) 過少申告加算税 35% (2) 不納付加算税 35% (3) 無申告加算税 40%と例外規定になる

#### (5) 延滞税（国税）延滞金（地方税）

・・・何の手続きもなく納付期限より遅れた場合等、利息に相当する延滞税がその期間に応じて上乘せされる  
\*\*税率は、延滞税特例基準割合+1%・2.4%・7.3%・14.6%と納付期限により様々

#### (6) 利子税

・・・相続税の延納や法人税の申告期限の延長特例など一定の手続きをしてから納付する  
\*\*税率は、所得税・法人税は、年7.3% 相続税・贈与税は、年1.2%～年6.6%

## 税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

### 1) 会社が雇用する従業員の住民税は特別徴収か普通徴収か？

会社を経営していると、従業員の住所の市役所等から、年半ば「特別徴収税額通知書」が届きます。雇用している従業員から住民税を給与から天引きして市役所等に納めて下さいというものです。例外として、給与所得者が2名以下の場合等は、市役所等から承認を受け年4回の普通徴収になります。

### 2) 屋上全体を防水工事した時、全額「修繕費」で処理しても良い？

「修繕費」とは、固定資産の修理や改修のために支出した金額のうち、その資産の維持管理や原状回復のために要したと認められる部分の金額は、「修繕費」となります。ただし、その改修が資産の使用可能期間を増加させた、価値を増加させた、場合には、「資本的支出」として資産計上となります。

### 3) 業務中の従業員の駐車違反、レッカー代を会社が払った場合には、「損金経理」できるか？

結果から言うと「損金には参入できる」業務中に従業員が行った駐車違反は、会社が負担すべきか？は社内ルールにより、「払うか払わないか？」決めて良い。会社が支払ったそのレッカー代は、「損金」が良いが、しかし交通反則金は、「損金に参入できない」。理由は、罰金を損金にはできないから。